

相双教育事務所

令和8年度 学校教育指導の重点

「令和8年度学校教育指導の重点(福島県教育委員会)」に基づき、その全般的な推進を図りつつ、相双教育事務所域内の課題を踏まえて、次の点に重点を置きます。

「相双ならではの」教育の推進

- ・「相双らしさ」をいかした多様性を力に変える教育
- ・相双で学び、相双に誇りを持つことができる「相双を生きる」教育

小中 義務教育

学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中・義務教育学校教育

【県指針1】急激な社会の変化の中でも通用する資質・能力の育成を図る学習指導の工夫・改善

相双→「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進（「相双教育アピール」、「『学びの変革』授業デザイン」等の活用）

【県指針2】道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実

相双→道徳教育推進教師を中心とした、学校全体での「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業改善の推進
→健康マネジメント能力の育成に向けた組織的な取組（オンライン版「自分手帳」の活用と体力向上推進計画の適切な実施）

【県指針3】「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

相双→地域連携担当教職員を中心とした教育活動の推進（「地域連携担当教職員サポートナビ」、「地域連携担当教職員ガイドブック」等の活用 ※事務所 HP に掲載）

高

等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【県指針1】教育内容・方法の改善・充実

相双→自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するための個に応じた指導など指導方法の工夫改善

【県指針2】一人一台端末等 ICT を活用した学びの変革

相双→紙とデジタルの双方の良さを取り入れた個別最適化された学びの充実

【県指針3】自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

相双→中学校との連携を一層深めることによる、高校生活への切れ目のない適応指導の充実
→学校教育全体をととした人間としての在り方生き方に関する指導の充実

【県指針4】キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

相双→家庭、中学校等、地域社会及び関係諸機関との連携の一層強化（「キャリア・パスポート」の活用等）

【県指針5】体育・健康に関する指導の充実

相双→心身の健康の保持増進に関する指導の充実（オンライン版「自分手帳」の活用等）

連携・交流

連携・交流

幼

児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育

【県指針1】生きる力の基礎を育む幼児教育の質の向上と幼児期における資質・能力の育成

相双→幼児の主体的な活動の確保（一人一人の行動の理解・予想に基づいた、計画的な環境の構成）

【県指針2】園種、年齢や発達過程を踏まえた教育課程の編成と指導計画の作成

相双→「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程に基づく調和のとれた組織的、発展的な指導計画の作成

【県指針3】家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

相双→小学校との継続的な連携・協議等に基づいた架け橋期のカリキュラムの作成・実施・改善

特

別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

【県指針1】連続性のある多様な学びの場を重視した対応

相双→通常の学級における個別的教育支援計画の作成と校種間の引継・活用の促進

【県指針2】一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

相双→三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえた教育的ニーズの整理と、その時点で最も必要な教育の提供

【県指針3】自立と社会参加に向けた教育の充実

相双→社会的・職業的自立に向け、家庭や地域、関係機関と連携した特別活動を要とするキャリア教育の充実

相双教育事務所

検索

